

うらやす市民大学設置要綱

(設置)

第 1 条 本市にうらやす市民大学（以下「市民大学」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 この要綱は、市民が地域を学び、その成果をまちづくりに活かすための学習の場として、市民大学を設置し、協働による地域づくりに貢献することを目的とする。

(名称)

第 3 条 市民大学の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
うらやす市民大学	浦安市美浜三丁目 15 番 1 号

(事業)

第 4 条 市民大学は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 授業の実施及び運営に関すること。
- (2) 社会教育、市民活動等に関する情報提供
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(構成)

第 5 条 市民大学に学長及び副学長を置く。

2 市民大学の円滑な運営を図るため、市民大学に事務局を置く。

(学長及び副学長)

第 6 条 学長及び副学長は、市長が委嘱する。

- 2 学長及び副学長の任期は、4 年とする。
- 3 学長及び副学長の再任は、妨げない。
- 4 学長は、市民大学を総括する。
- 5 副学長は学長を補佐し、学長に事故あるときは、その職務を代理する。

(入学資格)

第 7 条 学生は、市民大学の目的に賛同する者とする。

- 2 入学者の決定は、選考によりおこなう。

3 定員を超える場合は、市内に在住、在勤又は在学をする者を優先する。

(参加料)

第 8 条 科目の履修を承認された者は、参加料を遅滞なく納付しなければならない。

2 参加料については、市長が別に定めるものとする。

3 納付済みの参加料は、返還しない。

(運営委員会)

第 9 条 市民大学の適正かつ効果的な運営を図るため、運営委員会を設置する。

(その他)

第 10 条 市民大学の運営に関し特に重要な事項については、学長と市長の協議により決定する。

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、市民大学の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行する。